

令和4年第2回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）	7 頁
議案第 3 号	令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 頁
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）	9 頁
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号））	13 頁
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて （固定資産評価員の選任について）	15 頁
議案第 7 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事）	17 頁
議案第 8 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事）	19 頁
議案第 9 号	議決事件の一部変更について （八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事）	21 頁
議案第 10 号	路線の認定について	23 頁
議案第 11 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	25 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	27 頁

2

議案第1号

八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について
八千代市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例等の一部を改正する条例

(八千代市税条例の一部改正)

第1条 八千代市税条例(昭和29年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」

を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければならない」を「付記しなければならない」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（）」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62

項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第34条を削る。

（八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第2条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和3年八千代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、八千代市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中八千代市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第34条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。

）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中八千代市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和3年八千代市条例第16号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中八千代市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。

）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべき第1条の規定による改正前の八千代市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号 令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 4 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月31日専決

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同

条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第19条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第22条中「、附則第19条の2」を「、附則第19条、第19条の2」に改める。

附則第22条の2中「第15項、第19項、第21項、第26項、第29項」を「第14項、第18項、第20項、第25項、第28項、第32項」に、「第34項、第37項から第39項まで」を「第35項、第36項」に、「第43項」を「第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）について特に緊急を要する
ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則



議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市固定資産評価員の選任について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

固定資産評価員の選任について

八千代市固定資産評価員に次の者を選任する。

令和 4 年 3 月 2 9 日専決

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 林 雅 也

住 所 千葉県千葉市緑区おゆみ野

提案理由

八千代市固定資産評価員の選任について専決処分したので、承認を求めたい。

議案第7号

議決事件の一部変更について

令和3年7月6日に議決された議案第10号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前	729,300,000円
変更後	749,725,900円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 8 号

議決事件の一部変更について

令和 3 年 7 月 6 日に議決された議案第 1 1 号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前	1 9 9, 6 5 0, 0 0 0 円
変更後	2 0 6, 0 4 7, 6 0 0 円

提案理由

インフレスライド条項に基づき，八千代市上下水道局庁舎等整備（電気設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第9号

議決事件の一部変更について

令和3年7月6日に議決された議案第12号契約の締結について（八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

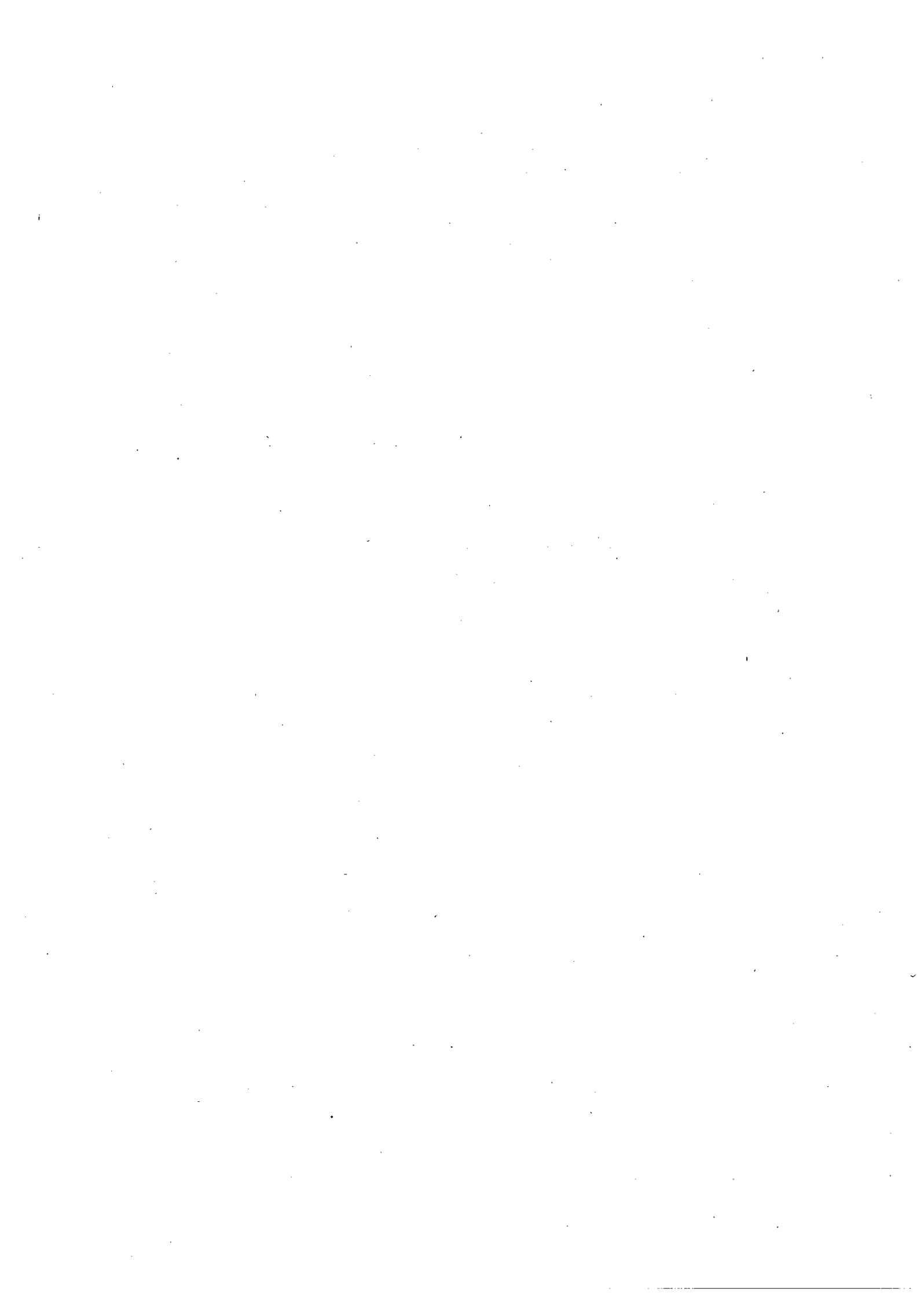
契約金額

変更前 186,450,000円

変更後 188,401,400円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、八千代市上下水道局庁舎等整備（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第10号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
220132	高津 140号線	高津字宮ノ前 342番45	高津字宮ノ前 342番42		
220133	高津 141号線	高津字宮ノ前 320番75	高津字宮ノ前 320番82		
400519	緑が丘西 140号線	緑が丘西六丁目 12番78	緑が丘西六丁目 12番76		
700578	上高野 205号線	上高野字大野 1332番99	上高野字大野 1332番98		
700579	上高野 206号線	上高野字大野 1289番166	上高野字大野 1289番148		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第11号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

八千代市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 足立順子
住所 千葉県浦安市舞浜

提案理由

令和4年7月9日付けで任期満了となることに伴い、次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年5月31日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒沢 崇
住所 千葉県八千代市八千代台東

